

## 【カードローン取引約定】

### 1. (取引方法)

- (1) この契約による取引は、けいしんローンカード（以下「カード」という）の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。
- (2) 利用者は、このカードを使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- (3) このカードでのATMの取扱いについては、別に定めるキャッシュカード約定によるものとします。但し、振込の取扱いはできません。

### 2. (取引期間)

このカードを利用して当座貸越を受けられる期間は、契約日からその1年後の応当日の属する月の月末日とします。ただし期限の前日までに利用者または当組合の一方から期限を延長しない旨の申出がない限り、この期限はさらに1年間自動延長するものとし、以降も同様とします。

### 3. (貸越限度額)

- (1) 貸越限度額は、カードローン取引約定書記載金額のとおりとします。
- (2) 当組合は前項の約定にかかわらず、この取引の貸越限度額を変更できるものとします。  
この場合、当組合は変更後の貸越限度額および変更日を利用者へ通知するものとします。

### 4. (貸越金利息等)

- (1) 貸越金の利息は付利単位を1円とし毎月給料日に返済するものとします。

利息の計算は、前月給料日から当月給料日前日までの

毎日の貸越最終残高の合計額×貸越利率

365

の算式により行うものとします。

- (2) 金融情勢の変化その他の事由がある場合は、当組合は一般に行われる程度のものに金利を変更できるものとします。

### 5. (定例返済)

利用者は、毎月給料日に給料日前日現在の当座貸越残高に応じて次のとおり返済するものとします。

給料日前日現在の貸越残高	元利返済金額
1万円未満	全額 ただし1万円を越す場合は1万円
1万円以上	1万円

### 6. (自動引去り)

- (1) 当組合は、カードローン利用申込の翌日から貸越残高の有無に関係なく、給料支給日

に給料から指定預金口座へ1万円の天引預入の手続きを行います。

- (2) 返済は払戻請求書によらず、指定預金口座からの自動引落としにより返済するものとします。また指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、当組合はその残高の一部にあてる取扱いはせず返済を繰延べるものとします。
- (3) 返済日における指定預金口座の残高が返済金額に満たない場合には、翌日の返済日まで自動引去り手続きを行い返済するものとします。なお、残高不足によって返済できなかった時は、翌月の返済日にその返済金額と併せた金額を返済することとします。ただしこの取扱いは、2か月を限度とします。

#### 7. (内入返済)

利用者は、定例返済のほか随時に任意の金額を内入返済することができるものとします。

#### 8. (全額返済)

利用者は、定例・内入返済のほか、いつでも全額返済することができるものとします。

#### 9. (即時返済)

利用者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合から通知・催告等がなくても貸越元利金は返済期が到来したのものとして直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。

- (1) 6の(3)ただし書きに約定する返済の遅延月数を経過したとき。
- (2) 当組合に対し、損害または迷惑を与えたとき。
- (3) 組合員の資格を喪失したとき。
- (4) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 10. (解約・中止)

- (1) 9の各号の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたはこの取引を解約することができるものとします。
- (2) 利用者は随時この取引を解約することができるものとします。この場合、残高がある時はこれの完済された日をもって解約の日とします。
- (3) この取引が解約された場合、利用者は直ちにカードを返却するものとします。

#### 11. (差引計算)(相殺)

- (1) 利用者が、この取引による当組合に対する債務を履行しなければならない場合には、当組合はその債務と利用者の預金その他の当組合に対する債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、当組合の事前の通知および所定の手続きを省略し、利用者にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- (3) 前項によって差し引き計算(相殺)する場合には、債権・債務の利息の計算については、相殺計算実行日の日までとし、利率は当組合の定めによるものとします。ただし期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とした日割りで計算します。

12. (債務の返済にあてる順序)

11. による差引計算(相殺)の場合、利用者の当組合に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、当組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を申立てる権利がないものといたします。

13. (届出事項)

利用者は、カードの紛失または氏名、暗証番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当組合へ届出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

14. (報告および調査)

(1) 利用者は、財産、債務、収入、この取引による借入金の使途等について当組合から請求がされたときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

(2) 利用者は、財産、債務、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当組合から請求がなくても直ちに報告するものとします。

15. (貸越利率変更の通知)

4の2項に規定する貸越利率変更の通知については、利用者からの照会によって当組合から回答する方法によるものとします。

以上